

令和5年度 第2回越谷市自殺対策連絡協議会 会議録

開催日時	令和5年11月21日（火） 午後2時00分～3時20分
開催場所	越谷市中央市民会館 第4・5・6会議室
議 事	1 開会 2 議事 (1) 第2次自殺対策推進計画（素案）について (2) 第2次自殺対策推進計画（素案）に係るパブリックコメントについて (3) その他 3 その他 4 閉会
	会議資料（ <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無）
出席者等	出席委員 東委員、五明委員、中村委員、麻王委員、池田委員、千嶋委員、高野委員、赤羽委員、佐藤委員、黒田委員、浅井委員、都築委員、林委員、大塚委員、関委員、吉長委員、星川委員、加納委員、田中委員 欠席委員 宮下委員、河野委員、遠藤委員、近藤委員、高橋委員、松本委員 事務局 【保健総務課】永瀬課長 【こころの健康支援室】高森室長、近藤副室長、嶋田主査 吉田主任

【議事】

1 開会

事務局より、開会が宣言された。委員の半数以上の出席があるため、本協議会の会議が成立していることを報告した。

2 会長あいさつ

会長よりあいさつをいただいた。

3 議事

傍聴希望者の確認を行い、傍聴希望者はいなかった。

議事（１）「越谷市いのち支える自殺対策推進計画」の概要について

発言者	発言内容
議長	<p>それでは、はじめに、議事（１）「第２次自殺対策推進計画（素案）について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議事１の「第２次自殺対策推進計画（素案）について」、説明いたします。</p> <p>資料１は、第２次計画の現段階での素案となります。</p> <p>本素案については、１０月６日の本協議会での議論の後、１０月２３日の庁内作業部会及び１１月６日の庁内推進会議を経て、委員の皆さまからのご指摘やご意見等を反映して、作り上げた素案になっております。</p> <p>議事１につきましても、本日提示させていただいた素案について、基本的には１０月６日の本協議会以降の変更点等を中心に、第１章～第５章および巻末の資料編を計４つに分けて、順に説明及び質疑応答をすすめさせていただきます。</p> <p>それでは最初に、第１章についてご説明いたします。</p> <p>第１章では、主に１点、ご説明いたします。</p> <p>資料１、２ページ目、１.３「国・県の動向」をご覧ください。</p> <p>「こどもの自殺対策緊急強化プラン」につきましても、前回の協議会において委員よりご意見をいただいたこと、こども家庭庁や文部科学省等においても子どもの自殺対策に関して関係省庁の連携及び体制強化がうたわれていることから、文言を加筆いたしました。</p> <p>その他の変更点といたしましては、資料１－２「第２次越谷市いのち支える自殺対策推進計画の枠組み」をご参照ください。</p> <p>右側部分の欄外に「○」がついている部分が、前回、１０月６日以降の変更箇所になります。</p> <p>第１章についての説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>事務局から説明がありましたが、この説明に関してご質問・ご意見等ありましたらお願いいたします。</p> <p>第１章は全部で４ページと少なく、前回の会議の意見を踏まえての変更点について説明がありました。</p> <p>ご質問・ご意見等がなければ、第２章、第３章について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>続きまして、第２章、第３章についてご説明いたします。</p>

発言者	発言内容
	<p>第2章の主な変更点は、2点あります。</p> <p>1つ目は、資料1、5～20ページにあります、統計に関する図表についてです。</p> <p>前回の協議会において委員より、14ページの文章と図表に誤差があるところのご指摘をいただき、5～20ページの図表等について、再度精査をいたしました。他の項目におきましても、数値や図表に誤りが若干認められましたので、修正を行っております。</p> <p>2つ目は、資料1、21～28ページにあります、「2.4 自殺対策施策の現状」です。</p> <p>この部分は、現行計画の評価・総括に関わるもので、現行計画の「第4章 施策の展開」に掲載されている、自殺対策事業の実施状況や達成状況を示しております。前回ご提示したときは、一部暫定値が入っており、空欄などもございました。今回掲載している数値等につきましては、あらためて庁内担当課所へ照会を行い、その回答結果から、正確な実施状況や数値等を入れ込んでおります。</p> <p>また、第3章「計画の基本的な考え方」につきましては、前回の協議会以降の変更点はございません。</p> <p>第2章、第3章の説明は、以上でございます。</p>
議長	事務局から説明がありましたが、この説明に関してご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。
委員	8ページの「(6) 職業別自殺者数」のところの失業者について、グラフと数字を確認すると誤差があり、数字が正しいとすればグラフが間違っているのではないかと。
事務局	グラフ、数字ともに精査し、誤記については訂正いたします。
議長	他にご質問・ご意見等がありましたら、お願いします。
委員	15ページ、「自殺防止対策の相談窓口を知っているか」という問いについて、2022年度に相談窓口の認知が急激に増えている。何か理由や背景があるのか。
事務局	現行計画を平成31年3月に策定したことによる効果や、自殺報道のあとに相談窓口を新聞、テレビ等のマスコミが報道するようになったこと等の影響によるものと考えております。また、本市の自殺対策事業といたしましても、コロナ禍で中断はありましたが、東武鉄道との駅頭キャンペーンの実施、令和2年度から小中学校の美術部と協力して駅頭での自殺対策に関する美術作品の展示を行うなど、様々な啓発活動により、市民の皆さまに浸透してきたのではないかと考えております。
議長	他にご質問・ご意見等がありましたら、お願いします。

発言者	発言内容
委員	26ページ、「A-2 自殺の予防を考える教育の実施」について、令和2年度のみ「SOSの出し方に関する教育」を実施したとなっているが、令和3年度、4年度は1回も実施していないということか。
事務局	令和2年度は、中学校1校から依頼があり、中二・中三の生徒全員を対象として実施させていただきました。令和3年度および4年度については、新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、小中学校からの依頼がございました。本事業の推進に向け、令和4年度に、小中学校の教務主任の先生方に対して、説明をさせていただく機会を設けていただいた結果、令和5年度につきましては中学校1校から依頼をいただき、「SOSの出し方に関する教育」を実施させていただいております。
委員	32ページ、基本施策について変更したと前回の会議であったが、もう一度確認したい。
事務局	現行計画の19ページと資料1(素案)の32ページを比較してご覧ください。現行計画の基本施策は10施策、今回の素案は13施策となっております。現行計画は、条例に掲げられている13項目を「基本施策」10項目と「重点施策」3項目に振り分けておりました。今回の素案に関しては、13項目をすべて「基本施策」に掲げ、「重点施策」として3項目を選定することといたしました。
委員	基本施策は「越谷市自殺対策推進条例」に基づいているが、重点施策のA(子ども・若者)とB(労働問題)の項目は基本施策に入っているのに、C(女性)の自殺対策の推進は基本施策に入っていない。これは条例が改正されていないからと考えるが、そのことについて説明がほしい。
事務局	条例で13項目の施策が定められております。その中の13番目の項目「その他自殺対策に必要な施策の推進」と、国が自殺総合対策大綱で掲げている「女性の自殺対策の推進」を結び付け、重点施策とさせていただきたいと考えております。
委員	国の大綱が令和4年に見直されて、それを受けて条例も変更したほうが良かったのではと思う。本当は国の大綱が見直されたら、それに合わせて条例も改正していくというのが、行政としてすべきことと思う。今後条例を改正する機会があったら、ぜひ女性の自殺対策を基本施策の中に入れてもらいたい。
議長	では、他にご質問・ご意見等がありましたら、お願いします。 ご質問・ご意見等がなければ、第4章、第5章について、事務局から説明をお願いします。
事務局	続きまして、第4章、第5章についてご説明いたします。 第4章につきましては、本市における自殺対策事業を、「越谷市自殺対策推進条例」第8条の13項目にグループ分けしたものになります。若干の字句等修正がございましたが、大きな変更はございません。 一点、42ページの中段にあります、「障がい者等の相談支援」について、

発言者	発言内容
	<p>事業内容に「障がい児者」とあります関係から、担当課が障害福祉課のみでなく、子ども福祉課も併記することとしました。</p> <p>また、第5章「計画の推進」につきましては、前回の協議会以降の変更点等はありません。</p> <p>第4章、第5章の説明は、以上でございます。</p>
議長	事務局から説明がありましたが、この説明に関してご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。
委員	35ページの「こころの体温計」について、どのようなときに使うものなのか、説明がほしい。
事務局	<p>「こころの体温計」は、スマートフォンやパソコンから簡単にアクセスできるセルフメンタルヘルスチェックです。市のホームページや、「こころの体温計カード」の二次元コードからアクセスが可能です。何点かの質問に答えていただくと、ご自身のいまのメンタルヘルスの状態を、水槽に入った金魚や、それを見つめる猫などのイラストにより実感していただくものになります。具体的には、メンタルヘルスがあまり良くないときは金魚鉢が少し割れていたり、猫が怒っていたりする状況がイラスト化され、その状態を見ていただき、セルフメンタルヘルスを確認していただくものです。最後のページに相談先一覧も掲載しており、自ら相談してみることを促す形のチェックシステムになっております。「こころの体温計カード」につきましては、駅頭キャンペーン等で配布しており、市民の皆さまに活用していただいております。</p>
議長	他にご質問・ご意見等がありましたら、お願いします。
委員	56ページ、「きらぽ(越谷きらきらポイント)」について、仕組みなどを教えてもらいたい。
事務局	<p>「越谷きらきらポイント」については、スマートフォンのアプリを利用し、そこから本人登録等をしていただいて、越谷市内を散歩することや、本市が主催するイベントに参加することでポイントが加算されます。そのポイントが一定のポイント以上になりましたら、電子マネーのpaypayポイントに交換できるものになります</p>
議長	他にご質問・ご意見等がありましたら、お願いします。
委員	20ページ、「誰にも言えないくらい困っている人のために必要なこと」について、中高校生の第2位が「経済的な問題に関する相談」となっている。シングルマザーの方などで経済的問題とよく聞くが、中高校生では具体的にどのようなものがあるのか。中高校生でこういうことが出てくること自体が驚きだ。
委員	<p>高校生の「経済的な問題に関する相談」としては、大学や専門学校等への進学に関するものが挙げられる。大学や専門学校等の受験料で数万円がかかることや、入学金や年間の学費で100万円を超える金額がかかってくる場合もある。また、秋に大学等に推薦で決まったが、一週間以内の入学金等の振り</p>

発言者	発言内容
	込みが必要になるなど、奨学金の支給が間に合わず、推薦入試で合格したものの費用が支払えないという場合があり、実際に進学ができないといった事例も稀にある。自分の親に、進学にかかる費用について相談しづらい生徒もおり、アルバイトをして自分で自立していきたいという考えをもつ生徒も多くいる。
委員	奨学金の返済を多く抱えたまま就職するケースが多く、私の世代とだいぶ環境が違う。実際、奨学金を借りて進学するというケースが多いのか。
委員	成績や保護者の経済状況などもあるためケースバイケースだが、奨学金もかなり充実した制度にはなっており、困窮している世帯の場合には奨学金を利用しての進学が考えられる。ただし数字として調査したことはないので、正確に答えることはできない。
委員	大学でもコロナ禍で、お金の問題がとても大きかった。休学や退学を考える学生もいたが、コロナ禍のときには支援が結構充実していたため、学びを継続させることができた。むしろ、大学受験をするときの受験料が、もしかしたらハードルとしては一番大きいと思う。中学生についても同様かもしれないが、中学生の「経済的な問題に関する相談」について、どのようなものが考えられるのか。
委員	中学校側からとしては、正直現場としても「経済的な問題に関する相談」がどのようなものなのかよくわからない。ただしヤングケアラーなどの問題は多く、そこから関連して「経済的な問題に関する相談」につながるのかもしれない。
委員	これが正解というものはないと思う。ただし、インターネットやSNS等の普及というものがあり、自分の支払能力を超えて課金してしまうという事例もある。基本無料ゲームであっても課金しなければ良いアイテムが取れない、あるいはカードゲームでもレアキャラクターがあるので、そういうものを見せびらかしたい、あるいは勝負をしたいとなるため、そこにお金を注ぎこみたいという考えにつながってくる。警察としてはそのような相談、金銭浪費の相談というものが多いため、その点も関係しているのではないかと考えている。本当に複雑な家庭環境で生活困窮している場合もあるが、年代が低いということもあり、自身の狭い世界のなかでのお金に関する相談のケースもある。
議長	他にご質問・ご意見等がありましたら、お願いします。
委員	72ページ、「官民協働による関係機関の連携推進」について、たとえば4行目に「自殺対策に係るネットワークへの幅広い参画を促し」となっているが、具体的にネットワークとはどのようなイメージを想定しているのか。
事務局	自殺対策に係るネットワークにつきましては、様々なものがございます。本協議会に関してもネットワークの一つだと考えております。また、駅頭キャンペーンについても、東武鉄道や越谷警察署、越谷アルファーズとのネットワークと考えております。本協議会の委員の皆様にも、個別に保健所の事業に参加していただき、官民協働のネットワークで、自殺対策を進めております。

発言者	発言内容
議長	<p>では、他にご質問・ご意見等がありましたら、お願いします。 ご質問・ご意見等がなければ、巻末の資料編について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>最後、巻末の資料編についてご説明いたします。</p> <p>資料1、74ページ～92ページをご覧ください。 資料編につきましては、現行計画と同様に、前半部分は法律や条例の条文、委員名簿等を掲載しております。</p> <p>次に、93～98ページ、「7 相談先一覧」をご覧ください。 掲載している一覧につきましては、基本的には現行計画のものを引き継いでおりますが、外部機関について再度情報等を精査し、また、庁内担当課所にも照会を行った上で修正を加え、特にこども分野および女性分野についての相談先の追加等を行っております。</p> <p>資料編の説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>事務局から説明がありましたが、この説明に関してご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。</p> <p>相談先については、特にこども分野、女性分野とあったのは、例えばどの部分になりますか。</p>
事務局	<p>ご質問いただいた女性に関する相談先に関しましては、95ページと96ページにわたる部分が該当となり、現行計画よりも多く掲載しております。こどもに関する相談については現行計画でほとんどなかったため、今回の素案では97ページに、直接こどもが相談できる相談先を掲載しております。</p>
議長	<p>他にご質問・ご意見等がありましたら、お願いします。</p>
委員	<p>95ページの「職業相談」について、「毎月第3土曜日10時～17時 土曜日は電話による相談・紹介のみ」となっているが、本年10月から土曜日の相談を大宮の駅前にあるハローワークプラザ大宮で一括対応となり、完全予約の対面相談・オンライン相談に切り替わっている。窓口やホームページでも周知しているが、まだまだ周知が行き届いていないところもあるため、当該部分の削除をお願いしたい。</p>
議長	<p>ありがとうございます。他にご質問・ご意見等がありましたら、お願いします。</p>
委員	<p>先ほど他の委員よりあった、20ページの「誰にも言えないくらい困っている人のために必要なこと」という問いについて、児童の外来を担当していたりもするため興味深く見ていた。その前の18ページには「誰にも言えないくらい困った理由」というものがあり、そこは小・中・高校生の彼ら自身の悩みを問うものであるため、20ページの「誰にも言えないくらい困っている人のために必要なこと」というのは、一般的に困っている、悩んでいる、自殺を考えているくらい困っている人たちに対してどうしたらいいのかという意見なのではと思う。そう考えると、「経済的な問題に関する相談」というのも、不景</p>

発言者	発言内容
	<p>気で自殺する人が多いなどマスコミ等で情報を流すため、そのような点に関係してくるのではないか。</p>
議長	<p>たしかに、18ページの「誰にも言えないくらい困った理由」と、20ページの「誰にも言えないくらい困っている人のために必要なこと」で、違いが認められます。だとすると、20ページの「誰にも言えないくらい困っている人のために必要なこと」については、自身が困っていることではなく、一般的な回答を求めているものと考えられます。質問項目についてはどのようなものがありますか。</p>
事務局	<p>20ページは、「誰にも言えないくらい困っている人のために必要なことはどれだと思いますか」が正確な質問文になります。議長からありましたように、一般的な設問となっております。回答といたしましては6つあります。「1 お金に関する相談会をすること」「2 仕事についての相談会をすること」「3 体や病気についての相談会をすること」「4 正しい知識を知る勉強会をすること」「5 駅前などで相談会や勉強会のお知らせをすること」「6 こしがや広報やインターネットで相談会や勉強会のお知らせをすること」、これらが、小学生に対する質問内容となっております。中・高校生対象の質問内容では、「お金に関する相談会」が「経済的な問題」になるなど、一部文章を変更しております。</p>
委員	<p>対象はこどもたちになるのか。</p>
事務局	<p>この意識調査に関しては小4～小6の小学生、中学生は全学年、高校生に関しては市内の県立高校で市内に住所がある方を対象にしております。</p>
委員	<p>いまのところ、対象というのは質問の対象が誰なのかというのではなく、相手方がどの立場の人を対象としての質問なのかというものではないのか。たとえば同年代の困っている人に対してどうすべきなのかというものなのか、全般的に全世代において困っている人に対して、小・中・高校生から見て、どんなことをすればいいのかといった回答なのか、相手方をどの立場の人と想定しての質問なのか知りたい。</p>
事務局	<p>設問に関しましては、対象を絞らない質問となっております。小学生に関しては「誰にも言えないくらい困っている人のために必要なことはどれだと思いますか」、中学生は「誰にも話せないくらい困った人に有効だと思う施策は次のどれだと思いますか」、高校生「誰にも話せないくらい困った人に有効だと思う対策は次のどれだと思いますか」、となっております。対象は限定していません。</p>
委員	<p>我が事か他人事か。他人事のほうがかもしかしたら正しい答えがあるのかもしれない。我が事だと答えづらかったのかもしれない。</p>
事務局	<p>この意識調査に関しましては、ご自身の困っていることに関しては18ページの「誰にも言えないくらい困った理由」のほうで、20ページの「誰にも</p>

発言者	発言内容
	<p>言えないくらい困っている人のために必要なこと」に関しては、本市の自殺対策・施策を考えるうえで、どう実施していくことが良い方法論なのかヒントをいただくというかたちで設けております。</p>
委員	<p>97ページの「介護相談」に関して、どの程度機能しているのか教えてほしい。</p>
事務局	<p>巻末に掲載させていただいております相談窓口につきましては、各種それぞれの相談内容がございます。その中で特に今回のご質問いただいた介護相談につきましては、ふだんの介護の悩みから始まり、多角的な分野の相談窓口として行っております。その中で、なかには介護に疲れてしまった場合もございますので、介護の窓口からこころの健康支援室のほうにつないでもらい、庁内でも連携を取りながら対応を取らせていただいております。今後も庁内連携をすすめながら、対象の方にケアしていきたいと考えております。</p>
委員	<p>91ページの「9. 遺された人への支援を充実する」の中に、「遺児等への支援」として「ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化」が掲載されている。遺児本人のグリーフケアや、自死でなくても死というものに対してのグリーフケアについて、本市内では小・中・高校生に対してどのように対応しているのか。自死遺族の会に来る保護者の方からも、これからどう受け止めていくべきか、この先どうなるのか心配をされている保護者の方が多くある。学校側で本人、家族の中でそういうことが起きたときのグリーフケアのことに関して、どのような対応をされているのか知りたい。</p>
事務局	<p>こどもを対象としたサービス資源はなかなか持ち合わせておりませんが、「グリーフサポート埼玉 わかちあいの会」を本市として後援しておりますので、大人に関するグリーフケアについては、そういったところをご案内させていただきます。</p>
委員	<p>学校現場といたしましては、学校にはスクールカウンセラーがおり、教育委員会とも連携して教育センターの相談窓口であるとか、そのようなかたちでこどもたちのケアに対応している。</p>
委員	<p>調べてみてもなかなかこどもを専門としたグリーフケアをやっているところがなく、聖路加国際病院はやっているようだ。自死遺族と自死遺児両方に関して、これからも支援を強化してほしいと考えて、質問させていただきました。</p>
議長	<p>これはご意見ということで、今後の対策など、アイデアがあったら実行していくということによろしいですね。</p> <p>では、他にご質問・ご意見等がありましたら、お願いします。</p> <p>なければ、議事（2）「第2次自殺対策推進計画（素案）に係るパブリックコメントについて」、事務局から説明をお願いします。</p>

議事（２）第２次自殺対策推進計画（素案）に係るパブリックコメントについて

発言者	発言内容
事務局	<p>それでは、議事２の「第２次自殺対策推進計画（素案）に係るパブリックコメントについて」、説明いたします。</p> <p>資料２および資料２－２をご覧ください。</p> <p>本日議事１にてご協議いただきました計画（素案）につきましては、ご指摘・ご意見等いただきました部分は修正等を加えたのち、資料２に記載しております日程において、パブリックコメントを実施する予定です。</p> <p>パブリックコメントでは、計画（素案）と資料２－２「概要版」を公表する資料といたします。</p> <p>次回協議会につきましては、令和６年２月８日（木）午前１０時半からの開催を予定しておりますが、パブリックコメントの結果によっては、対面開催ではなく、書面開催等も検討させていただきます。</p> <p>詳細等はわかり次第、別途ご連絡いたします。</p> <p>議事２「第２次自殺対策推進計画（素案）に係るパブリックコメントについて」の説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>事務局から説明がありました。この説明に関してご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。</p> <p>資料２にあるように、前回５年前のパブリックコメントでは２つの意見が出て、１つを採用したとあります。このとき５年前は、パブリックコメントの実施後に対面会議を開催しましたが、書面開催については、パブリックコメントがなかった場合に限定されますか。</p>
事務局	<p>いま議長からありましたように、意見がなかった場合ないし、意見があつたとしても素案へ反映しない場合につきましては、書面開催を検討させていただきます。前回５年前に関しましては、意見を素案に反映するということでありましたので、同様の場合は委員の皆さまにお集まりいただいて開催したいと考えております。</p>
議長	<p>意見を反映しないということは素案自体を変更しないということですから、たとえば誤字脱字が指摘されたとかいった場合については、開催までは必要ないだろうと推察します。</p> <p>他にご質問・ご意見等がありましたら、お願いします。</p>
委員	<p>パブリックコメントに使用する資料は、資料２－２（概要版）のみか。</p>
事務局	<p>資料２－２と、本日ご協議いただいた資料１（素案）、その二つをパブリックコメントの実施時に公表する資料といたします。</p>
委員	<p>本当に困っている方は、９３ページ以降の相談先一覧が一番役立つはずなので、資料１（素案）の公表は良いことだと思う。</p>

発言者	発言内容
議 長	<p>意見の提出方法も多様で、窓口持参から電子申請、ファックス、メールなど、様々な形でパブリックコメントを寄せられるということです。</p> <p>では、他にご質問・ご意見等がありましたら、お願いします。</p> <p>なければ、議事（3）「その他」について、委員皆さまより何かありましたらお願いします。</p>

(3) その他

3 その他

事務局より、委員報酬、会議録について説明した。

4 閉会

(以上)